

指定事項の変更等について

1 指定事項変更届に必要な書類

- ①指定事項変更届出書
- ②給水装置工事主任技術者の選任・解任届（免状又は主任技術者証の写しを添付）
- ③変更内容に応じて下記書類を添付

	法 人					個 人			備 考
	名称 ※1	代表者	役員	住所	事業所	氏名 ※2	住所	事業所	
定款（写し）	●	●		●					「申請の日付」及び「この定款は、当社の現在有効な定款の写しに相違ありません。」と記載
登記事項証明書（原本）	●	●	●	●					発行から3カ月以内のもの。
住民票（原本）						●	●		発行から3カ月以内のもの。
誓約書		●	●						

※1 有限会社から株式会社への組織変更のみ同一法人とみなし、名称変更が可能となります。
事業継承、合併、個人から法人への組織化はできません。新規の手続きとなります。

※2 「氏名の変更」とは個人事業者本人の氏名変更のこととなります。

2 廃止・休止・再開の届出について

- 廃止、休止した日から30日以内に提出してください。
- 廃止の場合は「指定給水装置工事事業者証」の返納をお願いします。
- 再開について、再開する日から10日以内に提出してください。

3 提出方法

持参又は郵送

※事業者証の内容に変更のある届出については、後日、事業者証の受取が必要となります。

配水管理課までお越しいただくか、返信用封筒に切手を貼って提出してください。定形外郵便物（規格内、50g以内）

4 申請場所及びお問い合わせ

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
 北九州市上下水道局 水道部 配水管理課 給水係（小倉北区役所内 西棟4階）
 TEL：093-582-3066、FAX：093-583-3522
 E-mail：sui-haisui@city.kitakyushu.lg.jp